

# 米国金融機関の消費者保護に要する負担

——規制遵守のための費用と CRA——

村 本 孜

〈目 次〉

0. はじめに
1. 規制コスト
2. CRA
  - [2-1] CRA (Community Reinvestment Act)
  - [2-2] CRA の評価
  - [2-3] CRA の改正
3. Thakor and Beltz [1993] の分析
4. むすびにかえて

## 0. はじめに

1989年の FIRREA (金融機関改革救済執行法, Financial Institutions, Reform, Recovery and Enforcement Act) は, 80年代の金融自由化の副作用として生じた破綻 S&L を救済することを目的とする立法であったが, 同法は財務省に預金保険制度の改革に関する報告を求めている。これに対し財務省は91年2月に「金融近代化案: より安全で競争力のある銀行制度を目指した提言 (Modernizing the Financial System: Recommendation for Safer, More Competitive Banks)」を発表した。その内容は, アメリカの金融機関の国際競争力の低下に対する危機感の高まりを踏まえて, 1930年代に確立した現行金融制度の抜本の見直しを求めるものであった。具体的には,

- ① 預金保険制度の見直し: 自己資本充実度に応じた預金保険料率設定など,

米国金融機関の消費者保護に要する負担

- ② 自己資本基準の活用：自己資本充実度に応じた監督規制と新規業務認可，
- ③ 業務分野規制の大幅緩和：金融持株会社による銀行・証券・保険子会社の保有，事業法人による金融持株会社の所有の容認，州際業務規制撤廃，
- ④ 規制監督機関の再編による金融機関監督制度の効率化：FRB が州法銀行（とその BHC）を監督し，財務省管轄の連邦銀行庁（新設，Federal Banking Agency）が国法銀行（とその BHC）を監督，FDIC は預金保険業務と倒産金融機関処理のみにする，

といったものであるが，1991年12月に成立した FDICIA は①と②を実現したに留り，③の業際問題の解決には至らなかった。④の規制監督機関の効率化については，1993年末以降財務省が統合案を提示している。

この FDICIA（連邦預金保険公社改善法，Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act）はさまざまな規制・ガイドラインを求めており，規制そのものは増大していないとはいえ，ガイドラインという緩やかな擬似規制が増大しているともいわれる。これに伴って，当局へ報告する提出書類は膨大なものになっており，過剰規制であるともいわれている。規制の代表的なものが自己資本規制であるが，いわゆる CAMEL-rating はガイドラインであるといわれる。規制そのものは簡単化の方向であるものの，細かいガイドラインは銀行の内部管理体制の強化を求めるものであろう。

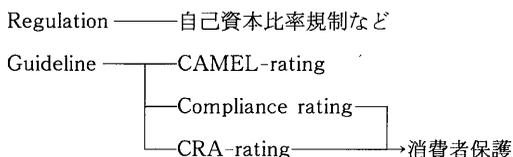
その一環として消費者保護に関する法律が種々あり，この規制遵守（Compliance）もガイドラインに含まれる。1つが CRA（Community Reinvestment Act）-rating であるが，もう1つ Compliance Rating と呼ばれるものがある。後者は，金融機関が遵守すべき Bank Secrecy Act, Bank Protection Act, Equal Employment Opportunity, economic sanctions and advertising などをチェックするものである（表1）<sup>1)</sup>。

1) OTS, *Regulatory Handbook: Compliance Activities*, 1991. による。消費者

## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

たとえば、不動産貸出基準でいえば、ガイドラインに従うためには、不動産貸出についての種々の項目について詳細に行内基準を作成し、その行内基準と規則、ガイドラインが矛盾しないことを確認しなくてはならず、煩雑な内部管理体制を構築しなくてはならない。

(表1) 規制体系



アメリカ銀行協会 (ABA (American Bankers Association) : 大手銀行で構成) の92年6月発表のレポートでは、年間107億ドルのコストを負担する (預金保険料、準備預金負担は除く) と報告されており、91年の営業経費の10%、純利益の59%に相当するといわれる<sup>2)</sup>。

IBAA (アメリカ独立銀行協会, Independent Bankers Association of America) が93年1月に発表したレポートでは、9,700行のコミュニティ・バンクが行政規制に負担するコストは年間約30億ドルで、税引前利益の24%に相当し、大規模銀行よりも負担は重いといわれる (コミュニティ・バンクの総資産は全銀行中の25%であるが、規制に伴うコストは全銀行中の30%になる)。1行当たりコストは平均31万1,600ドル、4,340時間に及ぶという (表2、訪問時資料による)。

---

保護法としては、誠実貸付法 (Truth in Lending Act 1968年)、公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act 1970年)、不動産決済手続法 (Real Estate Settlement Procedure Act, 1974年)、連邦取引委員会改正法 (Federal Trade Commission Improvement Act, 1975年)、消費者リース法 (Consumer Leasing Act, 1976年)、公正債務取立手続法 (Fair Debt Collection Practices Act, 1977年)、金融秘匿権利法 (Right to Financial Privacy Act, 1978年)、電子的資金振替法 (Electronic Fund Transfer Act, 1978年) などがある。反差別法としては、公正住宅供給法 (Fair Housing Act, 1968年)、信用機会均等法 (Equal Credit Opportunity Act, 1974年)、住宅ローン・ディスクロージャー法 (Home Mortgage Disclosure Act, 1975年) などがある。

2) ABA *Banking Journal*, Aug. 1992.

米国金融機関の消費者保護に要する負担

(表2) IBAA の規制に伴うコスト (規制関連資料作成コスト: 1行当たり)

	平均時間	平均コスト
レギュレーションB B関連 (地域社会への資金還元)	1,480時間	106,600ドル
レギュレーションZ関連 (貸出条件の明示)	700	60,300
検査関連	300	34,000
ポリシーマニュアル作成	570	33,000
レギュレーションO関連 (自行役員・大株主への貸出規制)	200	31,000
レギュレーションB関連 (信用供与機会均等)	530	24,100
コールレポート関連	70	9,700
Bank Secrecy Act	215	6,200
レギュレーションC C関連	200	4,900
レギュレーションC 関連 (住宅ローンの条件開示)	45	1,800
合計	4,340	311,600

(出所) 訪問時資料など。

FFIEC (連邦金融機関検査協議会, Federal Financial Institutions Examination Council) の92年12月のレポートでは、金融機関全体が負担する規制に伴うコストは年間175億ドルになり、非金利支出の14%、92年の商業銀行の純利益の約1/2であるという<sup>3)</sup>。

本論では、アメリカの規制コストの問題とその関連で重要な CRA (地域融資還元法) の問題を論じ、金融グローバリゼーションが進むと内国民待遇原則から相互主義原則に移行するともいわれる状況の中で、検査料徴収というような新たな課題が発生する可能性があることを踏まえて、若干の考察をしたい。

3) 『金融』1993年2月, p. 59.

## 1. 規制コスト

金融システムの国際比較を行なうと、制度上の相違に注目させられることがあるが、規制コストの負担もその1つである。アメリカの金融機関は、連邦や州の銀行規制に対し費用を払う。すなわち、有料で検査を受けるのである。具体的には、規制当局への支払の義務付けられている査定料 (assessment fee)、検査料、認可料、申請料、その他手数料である。この規制コストの負担は、国内金融機関だけでなく、外国銀行にも適用される。いわゆる内国民待遇であるが、このコスト負担は先にみたように大きいのである。

OCC (通貨監督庁, Office of the Comptroller of the Currency) は、国内の国法銀行だけでなく、連邦法免許の外国銀行の支店・エージェンシーについて査定料を課し、総資産2,000万ドルについて半年毎に査定料3,377ドルを賦課している。総資産が増加するにしたがって査定料も増加し、たとえば、総資産60億ドルの銀行では、1993年に半年毎に45万2,075ドルが賦課されるという。また、ニューヨーク州銀行局は州法免許の金融機関に対して、資産1億ドルについて、年間3,546ドルを課している。1991年4月～92年3月に、ニューヨーク州にある外国銀行の支店、エージェンシー、銀行子会社、信託子会社、商業金融子会社は州銀行局に対して、査定料として1,508万ドル、および検査料として2,729万ドルを支払っている<sup>4)</sup>。

1991年に外国銀行監督強化法 (Foreign Bank Supervision Enhancement Act (FBSEA)) が成立したが、FRB (連邦準備理事会) が外国銀行に対して行なう検査に対して検査料を徴収することを求めている。FRB は国内の連邦準

4) Institute of International Bankers. 邦訳 [1993], p. 35. ある邦銀 (地銀) NY 支店の州銀行局・FRB 合同検査の検査手数料は93年に4,032ドルであったという。日本では、銀行検査、日銀検査に対して検査料等を直接支払うことはない。もっとも、デスク・スペースの供与、昼食提供程度の負担はあるともいわれるが、これは事実上の規制コストの負担になるほか、検査用資料作成の費用も相当になるといわれる。

## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

備加盟州法銀行の検査を担当しているが、国内の州法銀行から検査料を徴収していない。そこで、国内の銀行に適用されていない制度を外国銀行に適用することは、内国民待遇の原則に反するとして、日本などの各国中央銀行・銀行協会などはこの検査料徴収に反対している。このように、銀行検査の検査料については、金融グローバリゼーションの進行にしたがって、思わぬイシューになっている。

規制遵守コストの負担の問題について、Thakor and Beltz [1993] は、独自の調査を445の銀行に実施し、規制コストの負担（CRA, BSA (Bank Secrecy Act), RESPA (Real Estate Settlement Procedures Act)) は、収益（純所得）の18%以上になること、CRA・BSA・RESPA の負担が総規制コストの60%になることなど、から多くの銀行にとって相当の負担になることを指摘している（表3）<sup>5)</sup>。

（表3） 規制コスト負担（Thakor and Beltz [1993]）

1行当たり総規制コスト(A)	83,146ドル
同 CRA 遵守コスト(B)	25,586
同 BSA 遵守コスト(C)	10,172
同 RESPA 遵守コスト(D)	13,934
(A)対 収益	18.13%
(B)対 収益	4.51
(C)対 収益	2.18
(D)対 収益	3.60

（出所） Thakor and Beltz [1993] p. 556.

## 2. CRA

### [2-1] CRA (Community Reinvestment Act)

CRA-rating は、規制遵守コストの面で大きな負担になるといわれる。そこで、CRA とはいかなる制度かを明らかにしておきたい。日本では、金

5) Thakor and Beltz [1993].

## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

融制度調査会で地域金融が議論されたときに、アメリカの地域金融の具体例として非常に注目された法律である。

CRA は「地域再投資法」と訳されることが多いが、実態は「地域融資促進法」に近く、銀行のこの法律に基づく活動全般も含むものである。CRA は銀行に地域社会をの信用ニーズに対応するよう要請する法律で、カーター政権下の1977年に制定され、89年の FIRREA 制定時に強化された法律である（ただし、89年の下院では205対203の僅差で成立した事情がある）。日本では銀行の地域貢献の一環であるとの認識が強いが、実際は消費者保護とくに金融サービス面における地域的差別を回避する目的が強く、1960～70年代にかけての人種問題とりわけ少数民族（minority）の貧困問題への対応を促進するものでもあった。

銀行が低所得地域やマイノリティに十分融資していないとの認識から、議会は75年に住宅ローン・ディスクロージャー法（HMDA 75）を制定し、金融機関に住宅ローンの取扱状況のデータ公表を求め、特定地域への住宅ローンが後れているときに融資の促進を金融機関に要請できるようにした。しかし、罰則規定がないため、当局の要請は金融機関に無視されがちであった。CRA は HMDA 75 の欠陥を補い、強制措置を伴うものとして成立したが、暫くは「眠れる獅子」であったといわれている。1980年代にレーガノポリシーの下で連邦住宅予算の削減が行なわれ、反面で州政府・自治体等の負担が増えたのであるが、その負担にも限界があるため、民間金融機関の資金力の活用が必要となった。さらに、消費者団体の政治力行使もあって、CRA の強化が89年に実現したのである。

CRA の目的は、連邦銀行当局に金融機関が地域社会の信用需要（convenience and needs of communities）に適切に対応するべく、その権限を求める、ことである。この目的のために、連邦銀行当局は中低所得地域を含む地域全体の信用需要に対する金融機関の対応状況に関する記録を検査しなくてはならない。89年の改正で検査結果を4段階に評価し公表することが

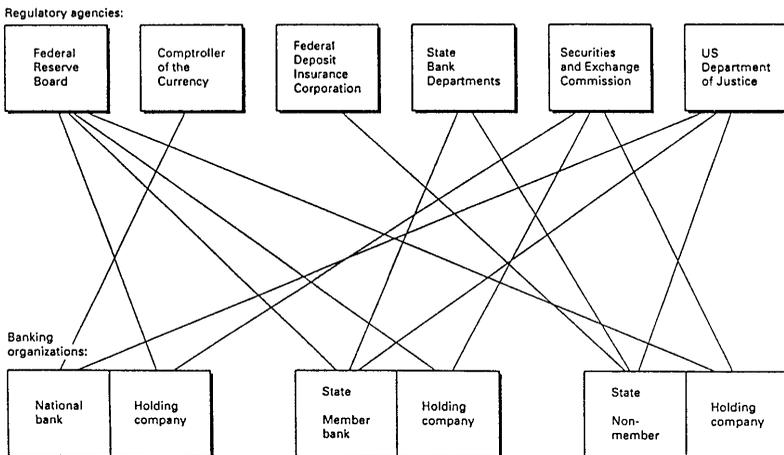
## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

追加されたが、制裁措置として金融機関の預金機能（an application for a deposit facility：支店の開設，銀行買収など）に関する申請に際して，この記録と評価を考慮することになっている。

因みに，連邦銀行当局とは，OCC（国法銀行を対象），FRB（FRB 制度加盟の州法銀行を対象），FDIC（FRB 制度非加盟の州法銀行を対象），OTS（S&L と貯蓄銀行の一部）であり（図1），金融機関の低所得地域を含む地域のニーズとくに融資対応の報告を求め，検査し，その結果を公表し，当該金融機関による各種の申請の可否の判断基準にする，という監督業務を行っている。クレジット・ユニオンの規制監督機関である NCUA（National Credit Union Administration）は，これらの規制監督機関と同様，FFIEC のメンバーであるが，クレジット・ユニオンは協同組織性の強い金融機関であるため，CRA は適用されていない（94年の CRA 強化の議論で，適用の方向も出ている）。

CRA の具体的審査項目は，次の5カテゴリー12項目である。

（図1） アメリカの監督規制



（出所） Hall [193] p. 54.

米国金融機関の消費者保護に要する負担

- ① 地域社会における信用ニーズの確認
  - a. 地域社会の融資ニーズの確認およびそのための地域社会に対する直接対話
  - b. 銀行役員の CRA 活動に対する直接関与等
- ② 融資形態と営業努力
  - c. 地域社会に対する銀行サービスの提供およびその周知
  - d. 住宅融資・再開発融資・小規模企業・農業融資への銀行の参画
  - e. 政府保障または助成融資プログラムへの銀行の参加
- ③ 融資の地理的分布と営業店の開設・閉鎖状況
  - f. 銀行融資の（申請・供与・却下）の地域的分散
  - g. 銀行支店の開設，閉鎖およびサービス供与の記録化
- ④ 差別および他の非合法融資行為
  - h. 銀行の地域再投資ステートメントに記載された融資の阻害
  - i. 差別的，その他法的に違法な融資行為
- ⑤ 地域開発
  - j. 地域社会発展および再開発プロジェクト・プログラムへの銀行の参画
  - k. 銀行の規模・特性・経営状況に照した適正な地域社会ニーズへの対応
  - l. その他，監督当局の判断による当該金融機関の地域全体の融資ニーズへの対応

さらに，90年5月以降 FIRREA にともなう CRA 改正で達成状況が，

- 1) Outstanding record of meeting community credit need.
- 2) Satisfactory record of meeting community credit need.
- 3) Need to improve record of meeting community credit need.
- 4) Substantial non-compliance in meeting community credit need.

## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

の4ランクで評価され、1)および2)のランクでなければ、各種の申請は却下されることになる。

ところで、外国銀行へのCRA適用は、FDIC加盟が判断基準となり、支店形態ではFDICに加入していればCRAの対象となるほか、現地法人は法的にはアメリカの銀行であるので、FDIC加盟となりCRAの対象となる(訪問時資料による)。全金融機関についての規制監督当局の具体的な評価結果をみると(表4)、優秀、満足の評価が全体の88%を占めており、不可の評価は1.1%にすぎない。

(表4) CRA 評価結果

	FRB	FDIC	OCC	OTS	合 計
Outstanding	53	179	53	31	316
Satisfactory	445	2,214	357	431	3,447
Need to improve	49	246	63	91	449
Substantial non-compliance	5	13	4	25	47
合 計	552	2,652	477	578	4,259

(注) FRBは90.7.1~91.7.3, FDICとOCCは90.7.1~91.6.30, OTSは90.7.1~91.7.25の分。

### [2-2] CRA の評価

CRAは地域還元、低所得層、マイノリティ保護などとして評価されるが、金融機関にすると膨大な事務量、書類量になるためコスト負担になるともいわれる。また、数量的な目標値、規制値がないため対応の困難さを指摘する向きもある。もっとも、積極的な評価としては、大銀行のリテールといっても富裕層のみを対象とするので、地域還元、低所得層への対応をCRAによって図る必要があったともいえよう。

金融機関にすれば、住宅融資、中小企業融資といったCRAの中核が新たな収益をもたらし、収益事業が1つ増えたとの認識もあって、収益向上に寄与しているともいわれる(とくに地域社会の貧困対策として誕生し、中小

## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

企業育成なども行なう CDC (Community Development Corporation: SBA 503 条融資などができる)、LDC (Local Development Corporation: SBA 502 条融資などができる) への融資が重要である)。とくに、大手金融機関については妥当しよう。反対に、小規模金融機関にすれば、社内に特別な体制を求められコスト負担になるといわれるのである。

総じて、CRA の問題点として指摘されるのは、

- ① 客観的な CRA 評価基準の欠如、
- ② 監督当局への申請手続きの必要条件としての性格が強いこと、
- ③ CRA に基づき地域活動団体が銀行進出へ法的対抗措置を訴えることの多いこと、
- ④ 手続きや書類作成といった負担の大きいこと、
- ⑤ CRA として認定される事例が分りにくいこと (地元の大学への寄付講座は CRA の対象ではないが、地元で託児所を作れば CRA になること)、

といったことである。

とくに、表 1 に見るように、レギュレーション BB 関連コストは CRA 関連であるが、コミュニティ・バンクでは規制に伴うコストの 1/3 が CRA 関連になる (時間、金額とも) ので、相当のコスト負担になっていることが分る。

### [2-3] CRA の改正

現行制度は本来の法律制定の趣旨が機能していない等の監督当局からも問題点の指摘がある。これを受け、93年7月中旬クリントン大統領は、連邦監督当局に CRA 規制と手続きのレビューを指示し、今後4年間で3.82億ドルをかける CRA 強化策を打ち出した。地域開発金融機関への資金助成など含まれているほか、CRA の改善方向として小銀行の CRA 関連の事務量削減、目標の明示化、実行状況のルール化など (数量目標を決定) も示されている。

## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

上院銀行委員会メンバーは銀行に一層の投資意欲をわかせる法律案を93年7月に発表した。それは、商業銀行に地域開発組織をつくるための資金調達や預金保険機構への支払保険料の還付等を認めるもので、CRAのよい記録があれば Safe-Harbor 条項により銀行が直ちに罰せられることも防がれるものである。

他方、ニューヨーク州では、

- ① CRA 上評価される地域貢献活動例を20程度に分類したリストを作成、
  - ② 活動が CRA に該当するか否かを州当局に事前確認できる制度の導入、
  - ③ 預金に対する CRA 関連資産割合を数量的に計測、
  - ④ 過去3回の検査で最上位格付けを獲得した銀行は、格付けを維持し続ける限り、当局の認可可否においてを理由に拒否されないスタンスを保証、
  - ⑤ 事前の書面によるコメントを通じた地域活動団体による CRA 検査プロセスへの参画と対象銀行の CRA 格付けを毎年公表、
- といった CRA 改革を検討している（訪問時資料および聴取による）。

93年12月8日には、政府が以下のような CRA の新しい運用規則を発表した（『日経金融新聞』93年12月10日）。

- ① 現行の12項目の審査項目を、
  - ・地域にどれだけ直接融資をしたか、
  - ・中低所得者が銀行サービスを利用しやすくするためにどんな措置を講じたか、
  - ・地域開発金融機関など地域融資の専門機関にどれだけ出資したか、の3項目にする。ただし、一つの銀行が3項目にすべて合格する必要はなく、リテール金融に特化している銀行は直接融資の度合いを重視

## 米国金融機関の消費者保護に要する負担

する。一方、ホールセール銀行は専門金融機関への出資を重視する。

- ② 銀行が独自の CRA 戦略を立案し、その達成度合いを検査官に評価してもらうこともできる。この選択をした銀行は CRA 戦略を公開しなければならない。監督当局は住民グループと協議のうえ、CRA 戦略が適切かどうかを認める。
- ③ 現行の4段階の評価を5段階にする。Satisfactory を2つに分ける。
- ④ 総資産2.5億ドル以下の中小銀行・S&L は当局への報告書類が大手銀行に比べて簡略化され、事務負担が軽減される。

このクリントン政権の CRA 修正案に対して、FRB は反対の表明をしており、議会を中心に規制監督行政機関の中でも、また金融界でもホット・イシューになっている。

### 3. Thakor and Beltz [1993] の分析

Thakor and Beltz [1993] は、規制コスト負担を独自に行なった445の銀行についての調査(1991年データ)から分析をしている。彼らの調査対象銀行は表5の通りの分布である。このうち、68%は人口が最も少ない地域に属していること、CRAの評価(CRA-rating)は302行が1)か2)であり、3)は7行、最低の4)は1行にすぎない。

彼らは、大規模銀行の方が小規模銀行に比べて相対的に規制コスト(compliance cost)負担が低いことに注目し、その理由として規制コストが、固定費の性格を一部もっていることに求めた。つまり、専門的に人員を張り付ける必要があること、什器の用意、フロアスペースの確保、コンピュータ・プログラムの整備、当局の報告書作成などが固定費になることに注目している。

Thakor and Beltz [1993] は、この調査を計量的に分析し、いくつかの結論を導いている。基本的には、規制コスト負担を総資産や人口について説明させる費用関数を計測している。

米国金融機関の消費者保護に要する負担

(表5) 資産規模と銀行のタイプ

資産規模	銀行のタイプ				
	独立系	IBHC	複数BHC	Parent BHC	合計
～1,000万ドル	15	11	4	3	33
1,000～5,000	77	86	34	4	201
5,000～1億	33	53	28	3	117
1～5億	15	22	4	6	77
5～10億	1	1	6	1	9
1～10億	0	0	4	3	7
10～30億	0	0	0	0	0
30億～	1	0	0	0	1
合計	142	173	110	20	445

(出所) Thakor and Beltz [1993] p. 565.

モデルは、

平均規制コスト [規制コスト対総資産(対収益)] =  $f$  (総資産, 人口)

であり、

平均規制コスト =  $\alpha + \beta \ln(\text{総資産}) + \gamma \ln(\text{人口}) + \delta D \ln(\text{総資産})$

が計測式である ( $D$ は当該銀行が、複数 BHC の子会社である場合に 1 で、それ以外は 0 というダミー変数)。

計測結果は、表 6 で示され、

- ① 資産規模が大きくなるほど、規制コスト負担は小さくなること ( $\beta$  が負で有意)、
- ② 人口が多くなるほど規制コスト負担は大きくなること ( $\gamma$  が正で有意)、
- ③ 銀行のタイプと規制コスト負担は関連しないこと ( $\delta$  が有意ではない)。

ただし、被説明変数を規制コスト対収益でとると有意になるので、BHC の子会社ほど有利になること)、

が分る。規制コスト負担は固定費的性格になる部分の大きいことがインプライされる結果となっている。また、CRA-rating が高い銀行についても、

米国金融機関の消費者保護に要する負担

(表6) Thakor and Beltz [1993] の計測結果

被説明変数	$\beta$	$\gamma$	$\delta$
総規制コスト 対総資産	-0.822 (28.653)	0.251 (8.899)	-0.0002 (0.032)
CRA コスト 対総資産	-0.825 (28.244)	0.284 (9.888)	0.004 (0.594)
BSA コスト 対総資産	-0.801 (22.681)	0.284 (8.184)	0.004 (0.502)
RESPA コスト 対総資産	-0.844 (24.744)	0.154 (4.594)	-0.007 (0.876)
総規制コスト 対収益	-0.253 (6.973)	0.094 (2.644)	-0.022 (2.657)
CRA コスト 対収益	-0.256 (6.778)	0.127 (3.427)	-0.018 (2.017)
BSA コスト 対収益	-0.232 (5.505)	0.128 (3.076)	-0.018 (1.846)
RESPA コスト 対収益	-0.275 (6.840)	-0.003 (0.070)	-0.029 (3.117)

(出所) Thakor and Beltz [1993] p. 567~568.

同様な計測を行なったが、CRA コスト負担が大きければ、高い CRA-rating になるという関係はないことが分った。

以上の結果から、いくつかのインプリケーションが導ける。それらは、

- ① 銀行の借り手に対する貸出金利の上昇となり、規制コスト負担が結局借り手に転嫁されること、
- ② 規模の小さい銀行にとって負担が大きくなることので、結局規制コストの負担は小規模銀行の利用者・借り手の負担になってしまうことになり、本来の趣旨から逸脱するきらいのあること。したがって、銀行は規制コスト負担をシェアすることがよいこと。そのためには、連邦政府が援助する規制コスト負担を軽減するための特別機関を設置

し、低所得層やマイノリティの借り手への支援をすることが必要なこと、

③ 人口が多い地域の銀行の負担が大きいことから、地域的配慮を規制遵守に当たって考慮すべきこと、

④ BHC の子会社の銀行ほど規制コスト負担上は有利になるので、BHC方式を規制当局が推進することがよいこと、

といったことである。そして、Thakor and Beltz [1993] は、消費者保護や他の社会的厚生規制は自由財であり、そのコストは銀行に無理やり押し付けられる傾向があり、その負担も銀行にとって大きいことから、銀行の借り手のコスト・アップに繋がることに懸念を表している。とくに、消費者保護、低所得層・マイノリティ保護という本来の規制遵守 (Compliance) が、その趣旨に則していないことに注意すべきであるとしている。

#### 4. むすびにかえて

アメリカの消費者保護は、CRA に代表されるように、地域還元が行なわれるので積極的に評価すべきであるとの論がある<sup>6)</sup>。しかし、それはそのような規制がなければ、低所得層やマイノリティに十分な資金が還元されず、住宅ローンなどの融資が行なわれないことの裏返しではなからうか。

アメリカの金融システムをもって日本のモデルとする主張もないわけではないが、金融グローバル化の進行の中で、アメリカの制度が日本に影響を与えることも少なくない。したがって、そのインプリケーションを十分検討することが必要であり、アメリカにも相当の異論があることに注目しておきたい。

---

6) 福光 [1993], 柴田 [1993] 参照。

[参 考 文 献]

- Diamond, D. and Dybvig, P., "Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity," *JPE*, 91, 1983.
- Federal Reserve Bank of Chicago, *Proceedings of The 29th Annual Conference on Bank Structure and Competition, FDICIA: An Appraisal*, May. 1993.
- Hall, M., *Banking Regulation and Supervision: A Comparative Study of the UK, USA and Japan*, Edward Elgar, 1993.
- Institute of International Bankers, "Banking in a Global Economy: Economic Benefits to the United States from Activities of International Banks". 邦訳「外国銀行の米国における活動」『金融』1993年12月。
- National Commission on Financial Institution Reform, Recovery and Enforcement, *Origins and Causes of The S&L Debacles: A Blueprint for Reform—A Report to the President and Congress of The United States*, July 1993.
- Office of Thrift Supervision, *Regulatory Handbook*, every edition.
- Pierce, J., *The Future of Banking*, Yale Univ., 1991. 藤田正寛監訳, 家森信善・高屋定美訳『銀行業の将来』東洋経済新報社, 1993年。
- Thakor, A. and Beltz, J., "An Empirical Analysis of the Costs of Regulatory Compliance," in FRB of Chicago [1993].
- U. S. Treasury, *Modernizing the Financial System: Recommendations for Safer, More Competitive Banks*, Feb. 1991.
- 福光 寛『銀行政策論』同文館, 1994年。
- 日本銀行「米国の預金保険制度を巡る最近の動向」『日本銀行月報』1992年12月。  
——「米国商業銀行の不良資産への対応」『日本銀行月報』1994年4月。
- 翁 百合『銀行経営と信用秩序—銀行破綻の背景と対応—』東洋経済新報社, 1993年。
- 柴田武男「地域再投資法改正の影響と現行の規制構造—アメリカにおける金融機関のアファーマティブ・オブリゲーション論を中心にして—」『証券研究』Vol. 108, 1994年2月。
- 高木 仁『アメリカの金融制度』東洋経済新報社, 1986年。
- 全国信用金庫協会『アメリカの金融システムの変化と現状』1994年3月。

\*) 教員特別研究の成果の一部である。